

令和6年小樽市議会第2回定例会

市長提案説明

令和6年第2回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、物価高騰から国民生活を守るために国が実施する、低所得者支援及び定額減税の補足給付として「令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業費」及び「定額減税調整給付金給付事業費」を計上いたしました。

本事業につきましては、令和6年度の課税状況により対象世帯及び対象者を把握後、できる限り速やかに給付を開始するため、「先議」をお願いするものであります。

次に、議案第2号の主なものといたしましては、ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転に関連した保健所及びこども家庭課の備品整備費などを計上いたしました。

また、建設から100周年を迎える旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の記念事業費や、令和5年9月の大雨により崩壊した鯨御殿の法面復旧費のほか、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う接種費用の増額など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、15億5,591万5,000円の増となり、財政規模は、635億7,813万7,000円と

なりました。

次に、議案第3号の国民健康保険事業特別会計につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステムの改修を実施するため、所要の補正を計上いたしました。

また、議案第4号の下水道事業会計につきましては、令和6年度当初予算で定めていた下水道事業債特別措置分の起債限度額の増額について、所要の補正を行いました。

続きまして、議案第5号から議案第15号までについて説明申し上げます。

議案第5号 自治基本条例の一部を改正する条例案につきましては、経営の視点を取り入れた計画的な行政運営に努めることを明記するとともに、市民にも、訪れる人にも、魅力的なまちづくりを進めることを明確にするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、バイオマス発電設備の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるとともに、所要の改正を行うほか、軽自動車税種別割の減免手続の見直し等を行うものであります。

議案第7号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第8号 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例及び地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正後の同令のとおり適用するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改

正する条例案につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号及び議案第11号の工事請負契約につきましては、観光船ターミナル新築工事及び港湾管理事務所新築工事の請負契約を締結するものであります。

議案第12号から議案第15号までの工事請負変更契約につきましては、第3号ふ頭小型船（ふな）だまり整備工事及び小中学校校舎冷房設備設置工事の請負変更契約を締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、令和6年度の個人市民税について、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除を適用可能とするとともに、特別税額控除に係る規定を整備するなど、令和6年度税制改正に伴う改正を行うため、市税条例の一部を改正する条例を令和6年3月30日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。